

「平成28年度における環境調査の結果等について【長野県】」に対する長野県からの助言と事業者の対応方針

長野県からの助言	事業者の対応方針
<p>1 水資源</p> <p>(1) 地下水の水位、湧水の水量又は地表水の流量が大きく変動する地点について、可能な範囲で考えられる理由を次年度の報告に記載すること。</p>	<p>水位、湧水の水量又は地表水の流量が大きく変動する地点について、可能な範囲で考えられる理由を次年度の報告に記載することを検討します。</p>
<p>(2) 代表的な調査地点については、地下水や地表水の水位の連続測定を行うことを引き続き検討すること。</p>	<p>重要な井戸の調査地点のうち、代表的な地点について、所有者や管理者の協力が得られ、水利用に支障を及ぼさない範囲で、必要と認められる箇所について、自記水位計による連続観測を検討いたします。</p>
<p>2 その他</p> <p>事後調査計画に基づき、適切に調査を実施し、その結果を公表すること。</p> <p>また、調査の終了にあたっては、関係市町村及び専門家等の意見も考慮すること。</p>	<p>今後も、事後調査計画書等に基づき、適切に調査を実施し、その結果については、年度毎に調査結果を取りまとめて報告・公表する予定です。</p> <p>事後調査・モニタリングの調査計画については、事後調査計画書等に基づき実施することを基本とします。調査の終了にあたっては、工事後は影響が見られなかったことを確認のうえ、専門家意見等を考慮し調査期間及び調査頻度を決定します。</p>